

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 人材政策室 1頁

お 知 ら せ

平成21年3月31日付け三重県公報第2073号に教育委員会関係規則が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）の規定に基づき、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十一年三月三十一日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司
三重県教育委員会委員長 竹 下 謙

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第十号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年^{三重県人事委員会規則}_{三重県教育委員会規則}第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「十六時間」を「十五時間三十分」に改め、同条第二項中「掲げる」を「定める」に改め、同項第三号中「十六時間」を「十五時間三十分」に改め、同条第三項中「掲げる」を「定める」に改め、同項第一号中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改め、同項第三号中「十六時間」を「十五時間三十分」に改める。

第三条第二項及び第三項中「半日勤務時間」を「四時間の勤務時間」に改める。

第九条中「掲げる日数」を「定める日数」に改め、同条第二号中「百六十時間」を「百五十五時間」に、「四十時間」を「三十八時間四十五分」に、「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

第九条の二第一項中「掲げる日数」を「定める日数」に改める。

第十五条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、年次有給休暇並びに第十二条第八号、第十一号、第十三号及び第十四号の休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

第十五条第三項中「掲げる時間数」を「定める時間数」に改め、同項第一号中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同項第二号イ中「四時間」を「三時間五十五分」に改め、同号ロ中「五時間」を「四時間五十五分」に改め、同号ハ中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同項第三号中「一時間」を「一分」に改め、同項第四号中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

第二十五条第一項中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

発 行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印 刷
有限会社第一プリント社